

### (参考3) 盲学校の状況

資料：日本理療科教員連盟調査部「盲学校実態調査結果」

#### (1) 盲学校数等

単位：箇所

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国の盲学校数	73	73	72	71	71	71	71	71	70	70
あはき師課程を有する盲学校数	—	63	63	63	63	61	61	61	60	60

※「あはき師」課程とは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」養成課程のこと。

#### (2) 盲学校の生徒数

単位：人

	本科・保健理療科	専攻科・理療科	専攻科・保健理療科	研修科	合計
昭和54年	1,175	2,161	0	0	3,336
平成1年6月	874	1,807	0	0	2,681
平成12年6月	385	1,109	330	0	1,824
平成16年6月	323	1,003	340	14	1,680
平成17年6月	304	949	355	26	1,634
平成18年5月	283	908	350	19	1,560
平成19年5月	255	885	325	16	1,481

(注) 「本科・保健理療科」は、「あん摩マッサージ指圧師」養成課程(中卒3年)。 ← もともと、「別科」(中卒2年課程)で行っていたが、S48年改正される。

「専攻科・理療科」は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」養成課程(高卒3年)

「専攻科・保健理療科」は、「あん摩マッサージ指圧師」養成課程(高卒3年)

「研修科」は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」の有資格者に対する技術向上のための研修課程である。

### (3) 国立保養所（重度障害者センター）

#### 設置背景

- 昭和14年軍事保護院の傷痍軍人療養所として始まり、昭和27年4月戦傷病者戦没者遺族等援護法による保養所となる。
- 昭和27年11月国立別府保養所を、昭和28年1月国立伊東保養所を設置。
- 昭和29年4月身体障害者福祉法の改正により、「一般の重度身体障害者（肢体不自由者）」も入所対象とされ、社会復帰を目的に重度身体障害者のリハビリテーションを行う施設として役割を果たしている。

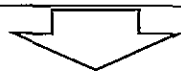
## 事業概要

設置目的	<p>国立保養所（重度障害者センター）は、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設であり、重度の肢体不自由者を対象に、医学的管理のもとに各種リハビリテーションを行い、重度障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。</p>						
所在地等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">伊東重度障害者センター</td> <td style="width: 20%;">（静岡県伊東市）</td> <td style="width: 40%;">昭和28年1月1日設置</td> </tr> <tr> <td>別府重度障害者センター</td> <td>（大分県別府市）</td> <td>昭和27年11月1日設置</td> </tr> </table>	伊東重度障害者センター	（静岡県伊東市）	昭和28年1月1日設置	別府重度障害者センター	（大分県別府市）	昭和27年11月1日設置
伊東重度障害者センター	（静岡県伊東市）	昭和28年1月1日設置					
別府重度障害者センター	（大分県別府市）	昭和27年11月1日設置					
事業内容	<p>ア 自立訓練（機能訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度の肢体不自由者（主に頸髄損傷者）を対象に日常生活又は社会生活への適応を図るため理学療法、作業療法等の医学的リハビリテーションや心理・社会的リハビリテーション及び職能訓練等の自立訓練を実施。</li> <li>・ 利用定員70名（利用期間1年半）</li> </ul> <p>イ 施設入所支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の昼間実施サービス等が効果的に実施できるように、通所が困難な方に宿舍の提供、食事・入浴・排泄等の介護その他必要な支援を実施。</li> <li>・ 利用定員70名（利用期間は、昼間実施サービスの利用期間内）</li> </ul>						
組織体制	<p>所長 庶務課、医務課、指導課</p>						
職員の定員	112名（H20.4.1）						

## ○ 自立訓練（機能訓練）

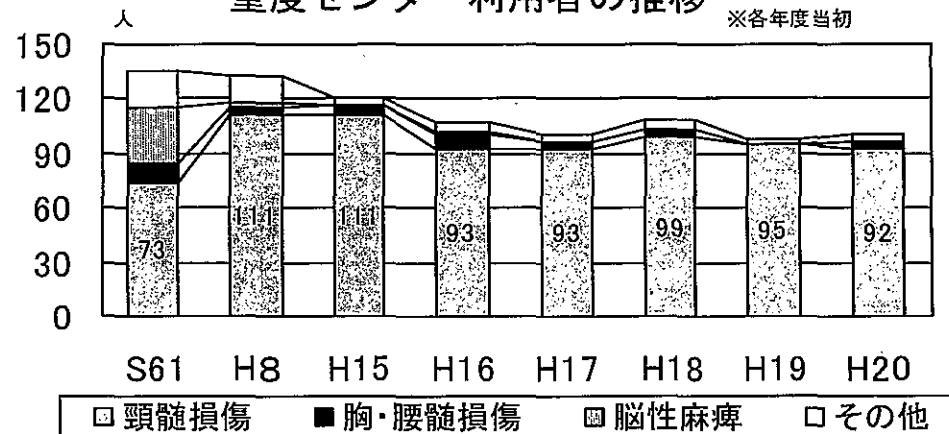
### 現状

- ◆ 平成15年度より利用対象区域を撤廃し、全国を対象。
- ◆ 昭和50年以降、頸髄損傷者が急激に増え、現在では90%以上を占める。
- ◆ 最近5年間の新規利用者の年齢別状況では、40歳以上が約43%、50歳では約28%と高年齢化傾向にある。
- ◆ 新規利用者の障害原因別では、交通事故が37.1%、労災事故が20.1%、スポーツ事故が12.0%、その他（疾病等）が30.7%となっている。
- ◆ 入所経路 病院から74.4%、家庭から22.6%。
- ◆ 受傷から入所までの期間 1年以上が50%以上。
- ◆ 開設から平成19年4月現在までの修了者の進路状況は、家庭復帰が43%、他施設入所が22.1%となっている。
- ◆ 戦傷病者特別援護法による保養所でもあるが、現在、戦傷病者は一人もいない。
- ◆ 国以外の身体障害者更生施設に入所している頸髄損傷者は1施設当たり平均2名と受け入れが進んでいない。

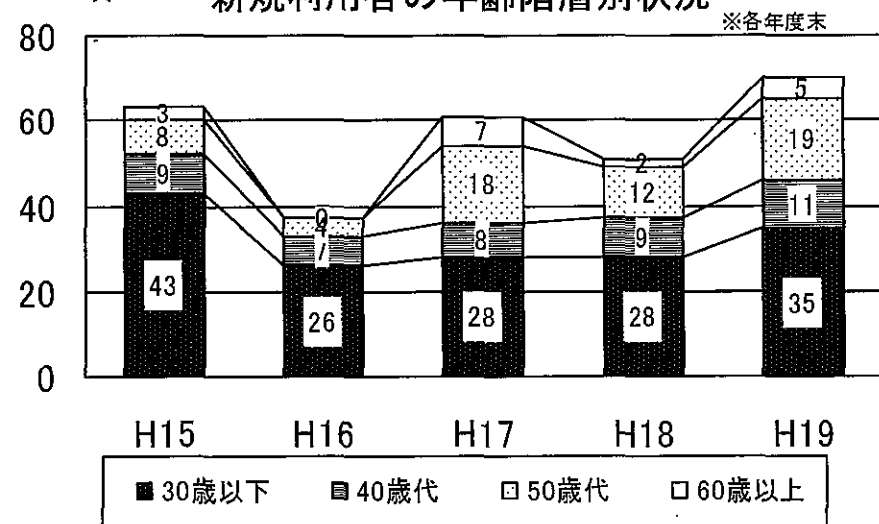


- 頸髄損傷者以外の若年脳血管障害者（40～50歳代）など利用拡大の必要性
- 病院（リハビリ180日問題）退院後の早期利用の促進

### 重度センター利用者の推移



### 新規利用者の年齢階層別状況



## (参考1) 利用者の状況

(資料) 各国立重度障害者センター事業報告

### (1) 利用者数の推移

単位:人

	伊 東			別 府			合 計		
	戦傷	一般	計	戦傷	一般	計	戦傷	一般	計
昭和61年度	—	67	67	2	66	68	2	133	135
平成 8年度	—	65	65	2	66	68	2	131	133
13年度	—	62	62	2	61	63	2	123	125
14年度	—	63	63	2	64	66	2	127	129
15年度	—	63	63	2	55	57	2	118	120
16年度	—	49	49	2	56	58	2	105	107
17年度	—	48	48	1	52	53	1	100	101
18年度	—	53	53	—	55	55	—	108	108
19年度	—	48	48	—	50	50	—	98	98
20年度	—	47	47	—	54	54	—	101	101

※利用者数は、各年度当初の数。各センターの利用定員は、平成18年9月まで100名、10月以降は70名。

### (2) 年度別利用申請数

単位:人

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合 計
申請数	42	53	41	66	43	76	321

### (3) 利用者の入所経路

単位:人

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計 (%)
病院	83	77	49	41	250 (74.4)
家庭	31	27	10	8	76 (22.6)
養護学校	2	—	—	—	2 (0.6)
重度授産施設	—	—	1	—	1 (0.3)
肢体不自由児施設	—	—	—	—	—
肢体不自由者更生施設	1	1	—	—	2 (0.6)
重度身障者更生施設	—	—	—	1	1 (0.3)
身体障害者療護施設	—	—	1	1	2 (0.6)
その他	1	—	1	—	2 (0.6)
合計	118	105	62	51	336 (100.0)

※平成17年度以降は、新規利用者のみの入所経路の数。

### (4) 受傷から入所までの期間

単位:人(%)

期間	6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年半未満	1年半～2年未満	2年以上	計
伊東	3	21	13	6	10	53
別府	3	23	16	4	12	58
計	6	44	29	10	22	111
(%)	(5.4)	(39.7)	(26.1)	(9.0)	(19.8)	(100.0)

※平成18年8月7日現在利用者のデータ。伊東センター53名、別府センター58名、計111名。

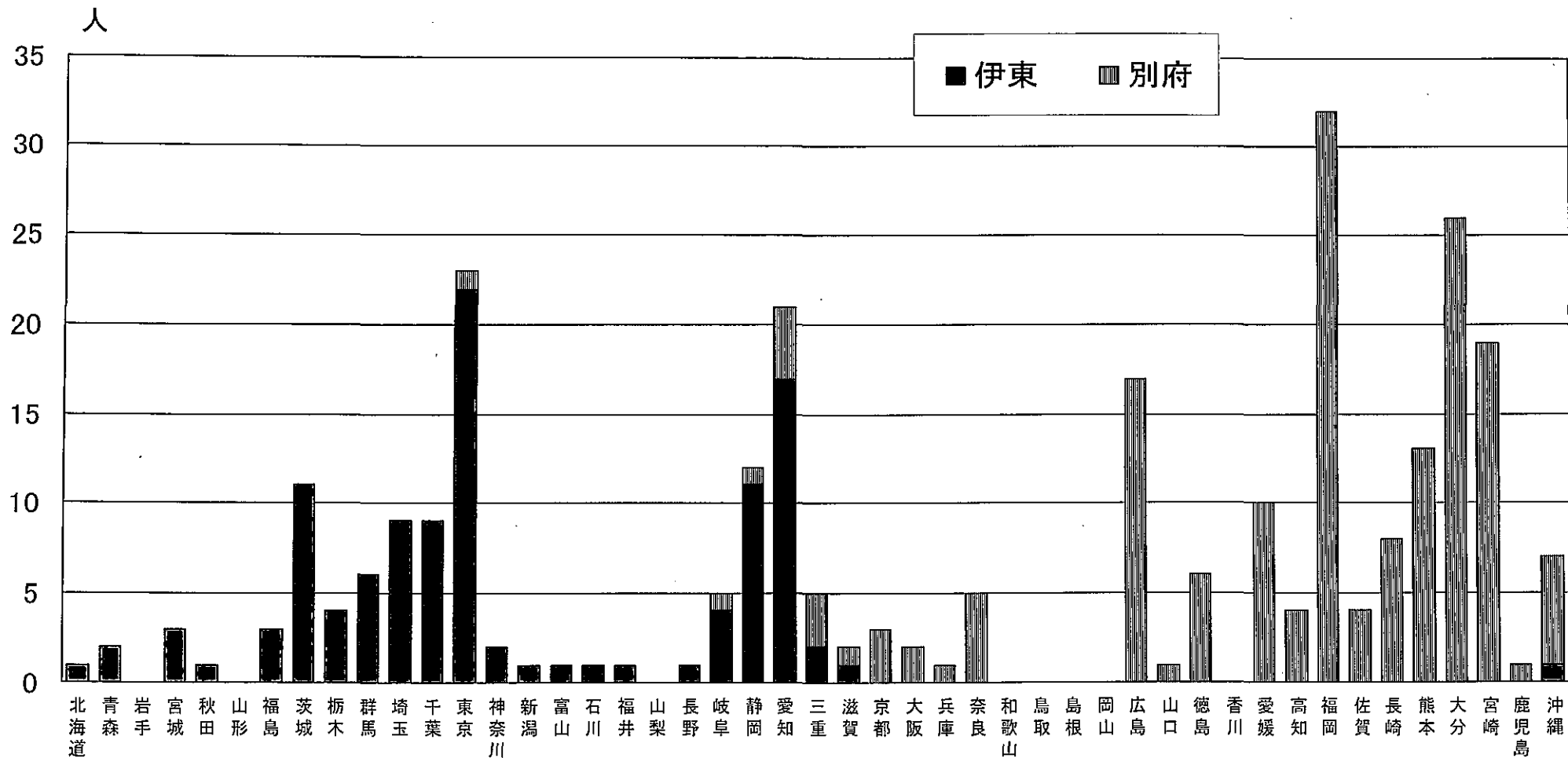
(5) 障害原因別新規利用者数

単位:人

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計 (%)
感染症	—	—	—	—	—	—
中毒性疾患	—	—	—	—	—	—
その他の疾患	7	4	4	2	7	24 (8.5)
出生時の損傷	—	—	—	—	—	—
交通事故	28	17	23	19	18	105 (37.1)
労災事故	10	6	13	10	18	57 (20.1)
スポーツ事故	9	4	6	6	9	34 (12.0)
先天性	—	—	1	—	1	2 (0.7)
その他	9	6	15	14	17	61 (21.6)
不明	—	—	—	—	—	—
合計	63	37	62	51	70	283 (100.0)

# (6) 出身都道府県別新規利用者数

※平成15年度～平成19年度実績





## (参考2) 労災病院における脊髄損傷疫学調査 (1996年～2004年)

### (1) 年齢別受傷数 (高位別)

単位:人

統計	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	合計	比率 (%)
頸髄損傷	105	182	182	156	186	179	186	194	91	1,461	61.1
胸・腰髄損傷	52	119	100	89	97	75	78	86	34	730	30.5
不明	5	10	21	34	32	24	29	35	12	202	8.4
計	162	311	303	279	315	278	293	315	137	2,393	100.0

※我が国の脊髄損傷者は既に10万人以上おり、さらに毎年約5千人(人口百万あたり年間40人)が新たに生まれていると推計されている。  
6割以上が頸髄損傷で、前回調査に比べ、頸髄損傷は増加傾向にある。

(資料) 労災リハビリテーション工学センター脊髄損傷疫学調査

### (参考3) 身体障害者更生施設における頸髄損傷者の利用状況

平成15年度に行われた「身体障害者更生施設に関する調査と課題把握のための調査」(厚生労働科学研究)によると、全国身体障害者更生施設長会の会員施設87を対象に調査(国立保養所を含む71施設から回答)を実施した結果、国立保養所を除く身体障害者更生施設に入所している頸髄損傷者は147名で、1施設当たり平均2名程度となっている。

## (4) 国立秩父学園（知的障害児施設）

### 設置背景

- 昭和29年6月「精神薄弱児対策基本要綱」が次官会議で決定。
- これを受け、高度の専門的保護指導が必要な重度の知的障害児が、一般の知的障害児施設では、処遇が困難であったため、国が知的障害の程度の著しい児童又は盲若しくは聾啞である知的障害児を対象に入所させ、保護・指導を行う必要がある。
- 昭和33年3月児童福祉法に基づくわが国唯一の知的障害児施設として「秩父学園」を設置。
- 昭和38年知的障害児（者）の総合的援助業務に従事する職員を養成することを目的に、「秩父学園附属保護指導職員養成所」を併設。
- 平成12年4月在宅の知的障害児等を対象に発達外来診療所及び通園療育指導事業を開始。

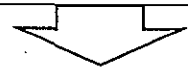
## 事業概要

設置目的	<p>国立秩父学園（知的障害児施設）は、知的障害の程度が著しい及び自閉症等による著しい行動障害を持つ児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護及び指導を行い、併せてこれら成果を全国の関係施設等に提供するなど知的障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
所在地等	<p>国立秩父学園 （埼玉県所沢市） 昭和33年3月1日設置</p>
事業内容	<p>ア 知的障害児の保護及び指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活指導、学習指導、機能訓練、職能指導、治療教育</li> </ul> <p>イ 知的障害児の保護及び指導の業務に従事する専門職員の養成及び研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秩父学園附属保護指導職員養成所（昭和38年10月1日開設） 児童指導員科、保育士専修科の2科（定員40名・修業年限1年）</li> <li>・ 知的障害関係施設に従事する職員や知的障害児をもつ親及び発達障害関係職員、発達障害者支援センターに従事する職員に対する研修</li> </ul> <p>ウ 外来診療及び通園療育指導事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成12年度から在宅の自閉症等の発達障害児を対象に、専門家による適切な診療・指導の対応を早期に取り組むことにより一層の指導効果を図るため、外来診療及び通園による療育指導を開始</li> <li>・ 診療科目 小児科、精神科</li> </ul>
組織体制	<p>園長 次長 庶務課、調査課、指導課、医務課</p>
職員の定員	<p>82名（H20.4.1）</p>

# ① 利用者の状況

## 現状

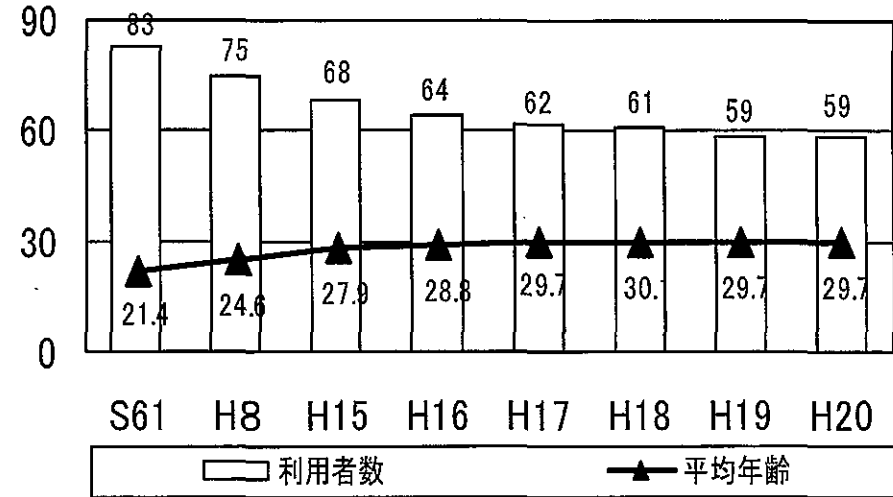
- ◆ 利用者の減少及び利用率の低下。
  - ・ 契約58名、措置4名（平成20年9月末現在、62名）
- ◆ 年齢超過児（成人した者）が利用者全体の84%。
  - ・ 最年少6歳、最年長49歳
- ◆ 昭和54年養護学校の義務教育化により、重度重複の児童も養護学校への通学が可能
  - ・ 平成20年9月末現在で就学者13名（小学部2名、中学部5名、高等部6名）
- ◆ 利用者の9割以上が関東近辺（東京、埼玉、千葉）出身者。
- ◆ 知的には最重度（IQ20以下）が70%以上を占めるとともに、言語障害と肢体不自由を併せ持つ知的障害児が多い。
- ◆ 平均在園期間 17年（平成19年度現在）
  - ・ 最長在園者39年
- ◆ 平成18年10月障害者自立支援法施行に伴い、「措置制度」から「利用契約制度」へ



- 地域生活移行のための支援プログラムの確立
- 支援モデルの研究開発と情報の発信
- 利用対象の拡大（発達障害等）は必要ないか。

## 利用者の推移

※各年度当初



## 障害程度別の状況

単位：人

	最重度	重度	中度	計	重複障害の状況			
					視覚	聴覚	肢体	言語
H15	52	13	3	68	10	4	25	64
H16	50	11	3	64	10	3	24	64
H17	50	11	1	62	9	3	18	61
H18	49	11	1	61	9	3	18	60
H19	47	11	1	59	8	3	14	58
H20	49	10	—	59	7	3	14	59

## (参考1) 利用者の状況

(資料) 国立秩父学園事業報告

### (1) 年度別・男女別利用者数

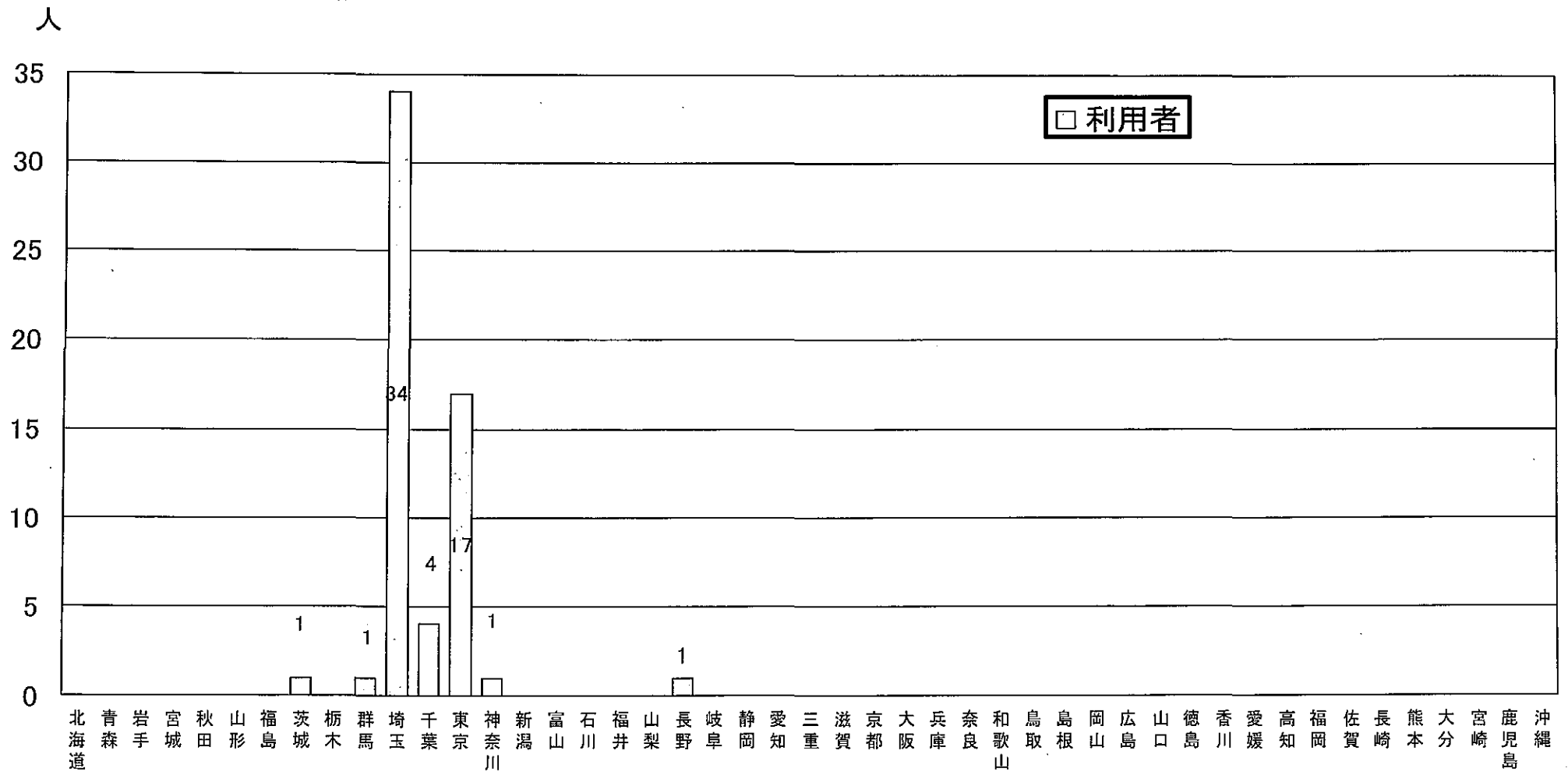
単位:人

	定員	男	女	計	平均年齢(歳)	平均在園期間(年)
昭和61年度	125	66	18	84	21.4	11.4
平成8年度	125	56	19	75	24.6	13.0
9年度	125	55	19	74	24.7	13.1
10年度	125	56	18	74	24.8	13.7
11年度	125	56	17	73	25.1	14.1
12年度	125	57	16	73	25.5	14.9
13年度	125	58	16	74	26.2	15.9
14年度	125	55	14	69	27.2	16.2
15年度	125	54	14	68	28.0	17.0
16年度	125	51	13	64	28.8	16.6
17年度	125	50	12	62	29.7	17.3
18年度	100	49	12	61	30.1	18.3
19年度	100	49	10	59	29.7	18.3
20年度	100	47	12	59	29.7	17.4

※各年度4月1日現在。平成18年10月1日障害者自立支援法施行に伴い、利用定員100名へ変更。

## (2) 出身都道府県別利用者数

※平成19年度実績



## (参考2) 障害児支援の見直しに関する検討会報告書 (抜粋) (H20.7.22)

### 6. 入所施設の在り方

#### (3) 在園期間の延長

##### (肢体不自由児施設・知的障害児施設)

- 現在、知的障害児施設（自閉症児施設を含む）、肢体不自由児施設（肢体不自由児療護施設を含む）においては、引き続き入所しなければ福祉を損なうおそれがある場合等について、満18歳以降も在所できることとされている。現に、知的障害児施設の約40%、自閉症児施設の約29%、肢体不自由児施設の約9%、肢体不自由児療護施設の約47%が、18歳以上のいわゆる加齢児となっている。
- 今回、障害児支援施策全般の見直しを行うに当たり、歴史的な経緯も踏まえ、機能的には子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、制度的には、障害児の入所定員を確保する一方、満18歳以上のいわゆる加齢児については、受け皿づくりなどを進め、障害者施策として対応していくことについて、検討していくべきとの意見が出された。
- こうした見直しを行う場合には、次のように、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が施設から退所させられないようにする措置など、移行に当たっての十分な配慮が必要と考えられる。
  - ① 障害児施設の一部を障害者施設に転換し、「障害児施設」と「障害者施設」として併設できるようにする。
  - ② その際、必要となる設備基準が異なるので、経過措置を設ける。
  - ③ 現在入所している者については、移行によって施設から退所させられないようにする。
- また、加齢児が多い施設について、障害児施設から障害者施設への転換が進むよう、各地域の障害者福祉計画において他の障害者施設とは別枠で考えるようにするなどの配慮が必要と考えられる。

## ② 外来療育・養成研修の状況

### 現状

- ◆ 平成12年度から自閉症等発達障害のある幼児、学童児とその家族に対し外来通園療育指導を実施中。
- ◆ 児童福祉施設職員養成施設は、全国で4施設（秩父含む）と少ない。
- ◆ 養成所学生の進路状況は、2科とも知的障害施設への就職が最も多く、70%を超えている。
- ◆ 年間15前後の知的障害関係職員研修及び発達障害関係職員研修を実施中。

### 発達診療所の状況

単位:人

	受診者数		
	新患	再診	合計
H12	186	1,147	1,333
H13	146	1,474	1,620
H14	106	1,723	1,829
H15	142	2,129	2,271
H16	115	2,138	2,253
H17	113	2,260	2,373
H18	40	1,717	1,757
H19	34	1,439	1,473
計	882	14,027	14,909

### 養成所の応募状況

単位:人

児童指導員科	H15	H16	H17	H18	H19	計
応募者数	65	43	45	41	25	219
入学者数	25	20	18	18	17	98
保育士専修科						
応募者数	4	7	5	8	6	30
入学者数	2	2	3	4	5	16



## (参考1) 発達診療所及び養成・研修の状況

(資料) 国立秩父学園事業報告

### (1) 発達診療所の状況

目的	発達障害診療所は、保険医療機関として、在宅の知的障害、自閉症等発達障害のある児童に対する専門的診療、療育訓練を行う。
設置	平成12年4月1日
診療科目	小児科、精神科
診療体制	医師、看護師、心理療法士、作業療法士、言語聴覚士

### (2) 保護指導職員養成所の状況

設置目的	将来、知的障害児の保護・指導の事業に従事しようとする者に、知的障害児の保護・指導の事業の基礎的な理論及び技術の習得を図ることを目的とする。				
養成の種類	期間	対象者	定員	選考方法等	取得資格等
児童指導員科	1年	○学校教育法第52条の大学を卒業した者	40名	○第一次 教養試験	児童指導員 児童福祉司 知的障害者福祉司 社会福祉主事
保育士専修科		○厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者 ○保育士試験に合格した者		○第2次 小論文・面接	児童指導員 社会福祉主事

① 応募者数と入所者数

単位:人

養成の種類		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童指導員科	応募者数	65	43	45	41	25
	入学者数	25	20	18	18	17
保育士専修科	応募者数	4	7	5	8	6
	入学者数	2	2	3	4	5
合計	応募者数	69	50	50	49	34
	入学者数	27	22	21	22	22

② 就職状況

単位:人

養成の種類		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童指導員科	知的障害児施設	20	16	14	13	12
	その他の福祉施設	—	—	—	2	1
	その他	5	4	4	3	3
保育士専修科	知的障害児施設	2	1	1	4	4
	その他の福祉施設	—	1	1	—	1
	その他	—	—	1	—	—
合計	知的障害児施設	22	17	15	17	16
	その他の福祉施設	0	1	1	2	2
	その他	5	4	5	3	3

### (3) 研修の状況

単位:人

研修会名	開始年度	定員(期間)	H15	H16	H17	H18	H19
<b>&lt;知的障害関係職員研修&gt;</b>							
①指導員・保育士コース(年2回)	昭和38年	各40名(各10日間)	31	46	46	37	28
②看護師コース	平成5年	40名(5日間)	16	27	28	19	15
③施設長コース	平成8年	30名(3日間)	9	12	12	11	3
④新任職員コース(児童指導員・保育士)	平成8年	40名(5日間)	26	27	29	29	16
⑤自閉症入門コース	平成16年	40名(3日間)		44	31	52	33
⑥自閉症トレーニングセミナー(年2回)	平成17年	各20名(3日間/2日間)			20	13	37
⑦自閉症子育て支援セミナー	平成11年	200名(2日間)	225	234	245	319	214
⑧行動障害コース	平成15年	40名(3日間)	42	43	64	52	62
⑨地域移行支援コース	平成16年	40名(3日間)		20	20	20	23
<b>&lt;発達障害関係研修&gt;</b>							
⑩発達障害者支援センター職員研修会(基礎研修)	平成14年	60名(3日間)	20	43	36	54	82
⑪発達障害者支援センター職員研修会(専門研修)	平成14年	60名(3日間)	49	47	60	74	69
⑫発達障害関係職員研修会(年2回)	平成17年	60名(3日間)			85	74	130
<b>&lt;知的障害者更生相談所職員研修&gt;</b>							
⑬知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修	平成14年	40名(3日間)	49	33	30	32	36